

## 料金統一及びその後の料金改定に関する想定スケジュール(案)について

以下は、香川県広域水道企業団における令和10年度料金統一スケジュール、そして、その後の料金改定に関する想定スケジュール(案)である。

### (注1)料金算定期間3年(令和10～12年度)

(料金算定期間終了後の)令和13年度料金改定(「改定せず」も含む。)を想定した場合、令和11年度上半期に料金改定について審議会に諮問(審議期間は1年を想定)、令和12年度上半期に答申というスケジュールが想定される。

この場合、料金統一後の最初の令和10年度決算が令和11年6月頃に纏められると想定すると、令和10年度決算が纏められる前に令和13年度の料金改定について審議会審議を開始することも考えられ、財政収支見通しなどが不確実な状況のもとに審議しなければならない。

### (注2)料金算定期間4年(令和10～13年度)

(料金算定期間終了後の)令和14年度料金改定(「改定せず」も含む。)を想定した場合、令和12年度上半期に料金改定について審議会に諮問(審議期間は1年を想定)、令和13年度上半期に答申というスケジュールが想定される。

この場合、料金統一後の最初の令和10年度決算が令和11年6月頃に纏められると想定すると、令和12年上半期の諮問の時点では料金統一後の令和10年度の決算が纏められていることから、これらの情報などに基づいて審議することが可能である。

しかし、現在から令和12年度上半期の諮問までには4年近くの期間があり、最近の物価・人件費や金利の上昇などを鑑みると、料金改定を早めなければ資金不足などに陥るおそれがある。

### (注3)料金算定期間5年(令和10～14年度)

(料金算定期間終了後の)令和15年度料金改定(「改定せず」も含む。)を想定した場合、令和13年度上半期に料金改定について審議会に諮問(審議期間は1年を想定)、令和14年度上半期に答申というスケジュールが想定される。

この場合、料金統一後の最初の令和10年度決算が令和11年6月頃に纏められると想定すると、令和13年度上半期の諮問の時点では料金統一後の令和10・11年度の2か年の決算が纏められていることから、これらの情報などに基づいて審議することが可能である。

しかし、現在から令和13年度上半期の諮問までには5年近くの期間があり、最近の物価・人件費や金利の上昇などを鑑みると、料金改定を早めなければ資金不足などに陥るおそれがあり、そうなると、料金改定を前倒しするため、審議会への諮問・答申をかなり早めなければならなくなる。

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
決算の時期	(6月中旬:令和7年度決算)	(6月中旬:令和8年度決算)	(6月中旬:令和9年度決算)	(6月中旬:令和10年度決算)	(6月中旬:令和11年度決算)	(6月中旬:令和12年度決算)	(6月中旬:令和13年度決算)
料金統一関係手続き	(秋)料金統一答申 (2月)給水条例改正	準備・周知期間	(4月)統一料金施行				
料金算定期間3年 (令和10～12年度)			令和13年度料金改定に 向けた準備作業	(上半期)審議会料金改定 諮問 (算定期間:R13～)	(上半期)審議会料金改定 答申 (秋)給水条例改正	(4月)改定料金施行	
料金算定期間4年 (令和10～13年度)				令和14年度料金改定に 向けた準備作業	(上半期)審議会料金改定 諮問 (算定期間:R14～)	(上半期)審議会料金改定 答申 (秋)給水条例改正	(4月)改定料金施行
料金算定期間5年 (令和10～14年度)					令和15年度料金改定に 向けた準備作業	(上半期)審議会料金改定 諮問 (算定期間:R15～)	(上半期)審議会料金改定 答申 (秋)給水条例改正